

綾瀬市心の教育推進協議会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は綾瀬市心の教育推進協議会が行う事業に対し補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助の対象は、綾瀬市心の教育推進協議会が市内小・中学校において実施する、道徳教育の充実事業に対する経費とする。

(補助金の額)

第3条 協議会に対して、予算で定める額の範囲内で補助を行うものとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は規則第4条に規定する補助金交付申請書に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代る書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(決定通知)

第5条 市長は、補助金の交付を決定したときは、綾瀬市心の教育推進協議会補助金交付決定通知書（別記様式）により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条第1項に規定する申請の取下げのできる期日は、決定通知を受けた日から起算して15日を経過した日までとする。

(実績報告)

第7条 規則第12条第1項に規定する実績報告書及び補助事業等に係る収支決算書の提出期限は事業完了の日から30日以内又は当該会計年度終了後の4月30日までとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

年 月 日

綾瀬市心の教育推進協議会補助金交付決定通知書

様

綾瀬市長



年 月 日付けで交付申請のありました 年度綾瀬市心の教育推進協議会補助金の交付について次のとおり決定したので通知します。

- 1 補助金額 円
- 2 補助条件